

# ビデオ撮影・編集機器賃貸借に関する仕様書

- 1 機器の選定（別紙「ビデオ撮影・編集機器明細書」（以下明細書）による）
  - (1) 明細書記載の機器に相当する性能を持つ機器を選定すること。
  - (2) 撮影から編集、完成品の制作までの業務が滞りなく行えるよう、互換性のある機器を選定すること。
  - (3) 明細書に記載されている機器以外で、システム構成上必要な関連部品または機器があれば追加し、システムが正常に動作する環境に設定すること。
  - (4) 機器の購入は専門業者から行うこと。
  
- 2 機器の納入・撤去
  - (1) 機器は、賃借人が指定する時期と場所に遅延なく納入し、使用できるようにすること（設置調整、ソフトウェア等のインストールを含む）。また、納入、設置調整費用は本契約に含まれるものとする。
  - (2) 契約期間満了時の譲渡条件は付与しない。
  - (3) 契約期間満了時の撤去は、全て賃貸人の負担で行うこと。その際全てのデータを適切に削除し、その証明書を発行すること。
  
- 3 業務責任者の届出
  - (1) 賃貸借契約を結ぶにあたり、賃借人へ業務責任者を届け出ること。
  - (2) 業務責任者は、賃貸借契約の窓口となり、機器に関わる一切の件について、賃借人と協議し、速やかにその対応をすること。
  - (3) 業務責任者は、賃借人の指示があったときは速やかにその指示に従うこと。
  
- 4 支援内容
  - (1) 障害が発生した場合、営業時間内において、電話、FAX、Eメール等に対し速やかに対応すること。
  - (2) 修理を伴う場合、双方協議の上、対応方法を決定する。
  - (3) 機器の保証期間内において、障害が発生した場合や修理を伴う場合は、無償で対応すること。
  - (4) ソフトウェア等に重要な更新が必要な場合には、速やかに対応すること。
  - (5) 設置時に、専門知識を有する者により、機器の操作方法及び維持管理についてトレーニングを行うこと。また、設置完了後にも機器の操作方法等について継続的な技術支援を行うこと。
  
- 5 その他  
その他、疑義が生じたものについては、双方で協議し決定するものとする。